

広島県水道広域連合企業団管理規程第51号

広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第7条）
- 第4章 給水（第8条—第12条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第13条—第18条）
- 第6章 管理（第19条—第20条）
- 第7章 貯水槽水道（第21条）
- 第8章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、安芸高田市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める安芸高田市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して企業長が定める適当な大きさによらなければならない。

- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類等に関しては、企業長が別に定めるところによらなければならない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第4条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓を増加する工事
- (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
- (5) 移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事
- (6) 修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第6条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、承認した日から2か月以内に工事に着手することができないとき。

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

第4章 給水

(メーターの設置)

第8条 メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個を設置する。

- 2 1事業所又は1構内に対して給水するものは、これを1戸に給水するものとみなし、1個のメーターを設置する。
- 3 企業長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず2個以上のメーターを設置することができる。

(給水の申込み)

第9条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第10条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第11条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第12条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3 条例第20条の規定により設置したメーターの機能について検査の請求があったときは、企業長が日時を指定し、請求者又はその代理人の立ち合いを求めることができる。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第13条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金の算定)

第14条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、基本料金を2分の1として算定した金額

(2) 使用日数が16日以上15日未満のときは、1か月分として算定した金額

(3) 使用日数が16日以上31日未満のときは、1.5か月分として算定した金額

(4) 使用日数が31日以上46日未満のときは、2か月分として算定した金額

(5) 月の中途において、用途の変更があったときの料金は、使用日数の多い方の用途の料金により、これを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しい用途の料金により、これを算定する。

(6) 月の中途において、メーターの口径に変更があったときの料金は、使用日数の多い方のメーターの口径に係る料金により、これを算定する。ただし、使用日数が同

じであるときは、新しいメーターの口径に係る料金により、これを算定する。

(料金の算定及び徴収方法)

第15条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に2か月分まとめて徴収する。ただし、企業長は、必要があると認めるときは、1か月にわけて徴収することができる。

2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

3 共用住宅の場合の取扱いその他に係る料金の算定は、企業長の認定によるものとする。

(料金の納期限)

第16条 納期限は徴収する月の末日とする。ただし、企業長は必要があると認めるときは変更できる。

2 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日とする。

(使用水量等の認定基準)

第17条 条例第31条の規定による使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

(1) メーターに異常を生じ、その指示数が実際の使用水量と差異があると認めたときは、故障前3か月間の平均使用水量による。

(2) 給水装置の破損が不測の状態であり多量に出水したと認めるときは、水道使用者の申出により破損前3か月間の平均水量に、当月分のメーター通過量から当該平均水量を控除した水量の2分の1に相当する水量を加算した水量を当月分の使用水量とする。

(3) メーターによる計量が不能のため当月分の使用水量が不明のときは、前月分の使用水量を考慮して仮認定し、当月分の使用水量とするものとし、この場合においては翌月分の使用水量で精算する。

(過誤納等による料金の精算)

第18条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第6章 管理

(給水の停止)

第19条 条例第41条第1号に規定する理由による給水の停止は、指定期限後50日を経過してもなお料金等を納付しない場合に行うものとする。

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第20条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下

- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第21条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雑則

(申込書等の様式)

第22条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。